

令和 2 年第 1 回 (3 月) みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 1 号	請願書	みなかみ町月夜野 2842-3 上組区長 阿部 康 他 11 名 鈴木 初夫	令和 2 年 2 月 1 0 日 総務文教常任委員会
	<p>【請願趣旨】 令和元年 12 月沼田警察署長様より上毛高原駅前交番をいずれ廃止したいとの話を頂きました。この件について 1 月 1 日の上組区の新年会で報告をしました所大多数の皆さんが反対しました。新幹線の駅前であり、県内外の人々の往来もありどうしても必要な場所と思いますので、町からも働きかけて頂き残して頂きたい。上組区役員一同お願い申し上げます。</p> <p>【請願事項】 上毛高原駅前交番は新幹線の駅前であり、県内外の人々の往来もありどうしても必要な場所と思いますので、町からも働きかけて頂き残して頂きたい。</p>		



請願書

みなみ町議会議長様

令和元年十二月沼田警察署長様より
上毛高原駅前交番を閉鎖廃止したとの話を
頂きましたこの件について一月一日上組巴の新年会で
報告をした所大多数の皆様が反対しました
新幹線の駅前であり、県内外の人の往来もあり
どうしても必要な場所と思っております。町からも働きかけて
頂き残して頂きたい。上組巴役員一同お願い申し上げます。

令和二年二月十日

請願第1号

上組巴長
巴長代理
顧問
評議員

阿部 康
高橋 秀夫
真庭 勝美
初木 唯希
原澤 誠
小野塚 政雄
原澤 忠生
後関 邦久
木村 晃
原澤 義明
長谷川 弘行

農業委員 廣田 尚夫

みなみ町議会議員 鈴木 初夫

令和 2 年第 1 回(3 月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 2 号	みなかみ町地域活動支援センターの再設置について	みなかみ町月夜野 3274-2 みなかみ町手をつなぐ親の会 会長 原澤 誠	令和 2 年 2 月 1 3 日
		高橋 久美子	厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>平成 9 年 3 月議会に、障害者福祉作業所設置に関する請願書を月夜野・水上・新治の三ヶ町村の手をつなぐ親の会で提出し採択されました。その後、視察研修・打ち合わせ会議・下牧児童館において自主運営等を経て、平成 13 年 4 月 1 日に利根西部福祉作業所(旧)【ぴっころ】が開所されました。</p> <p>(旧)【ぴっころ】では当初、定員 10 名で発足し、木工工芸品、和紙工芸品や縫製品の製作、清掃や草むしりなどの受託作業を行っていました。その後、仲間が増えて、作業内容もパンの製造などを加えて拡張していき、平成 19 年 4 月 1 日に定員 20 名の地域活動支援センターに移行しました。</p> <p>平成 27 年度から、運営主体が民間事業者となる指定管理制度の導入や、町の経費削減等の観点より検討が行われ、地域活動支援センターから就労継続支援 B 型へ移行することについて町民福祉課・社会福祉協議会・手をつなぐ親の会・ぴっころ保護者会で議論が始まり、平成 29 年 10 月 1 日に入所定員 20 名の障害福祉サービス事業所「ぴっころ」に移行しました。</p> <p>移行後、22 名が通所して、パンや和紙工芸品等の製造販売、民間企業からの委託作業、清掃作業等の仕事に励んでいます。また、料理教室や研修旅行等で自身の能力を高め、知識見分を広げ、充実した日々を送っています。</p> <p>しかし、B 型移行議論の際にも地域活動支援センターの継続の必要性が言及されていましたが、平成 31 年度 3 月末では、「ぴっころ」への入所を希望しながら、他の市町村の事務所に通わざるを得ない仲間が数名いました。現在、県内の特別支援学校に通われている、みなかみ町の子供たちもいますので、今後も地元の事業所等に通えない仲間が増加するのは明らかです。</p> <p>以上のことから、設置義務のある地域活動支援センターをみなかみ町に早急に再設置することを強く請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. みなかみ町地域活動支援センターを再設置してください。</p>			

請願第 2 号

令和 2 年 2 月 4 日



みなかみ町議会議長
小野 章一 様

請願者

住 所 みなかみ町月夜野 3274-2

氏 名 みなかみ町手をつなぐ親の会

会 長 原 澤 誠

連絡先 0278-62-2304

紹介議員

高橋 久美子



印

みなかみ町地域活動支援センターの再設置について

【要 旨】

みなかみ町地域活動支援センターについて、再設置してください。

【理 由】

平成 9 年 3 月議会に、障害者福祉作業所設置に関する請願書を月夜野・水上・新治の三ヶ町村の手つなぐ親の会で提出し採択されました。その後、視察研修・打ち合わせ会議・下牧児童館においての自主運営等を経て、平成 13 年 4 月 1 日に利根西部福祉作業所 (旧)【びっころ】が開所されました。

(旧)【びっころ】では当初、定員 10 名で発足し、木工工芸品、和紙工芸品や縫製品の製作、清掃や草むしりなどの受託作業を行っていました。その後、仲間が増えて、作業内容もパンの製造などを加えて拡張していき、平成 19 年 4 月 1 日に定員 20 名の地域活動支援センターに移行しました。

平成 27 年度から、運営主体が民間事業者となる指定管理制度の導入や、町の経費削減等の観点より検討が行われ、地域活動支援センターから就労継続支援 B 型へ移行することについて町民福祉課・社会福祉協議会・手をつなぐ親の会・びっころ保護者会で議論が始まり、平成 29 年 10 月 1 日に入所定員 20 名の障害福祉サービス事業所「びっころ」に移行しました。

移行後、22 名が通所して、パンや和紙工芸品等の製造販売、民間企業からの委託作業、清掃作業等の仕事に励んでいます。また、料理教室や研修旅行等で自身の能力を高め、知識見分を広げ、充実した日々を送っています。

しかし、B 型移行議論の際にも地域活動支援センターの継続の必要性が言及されていましたが、平成 31 年度 3 月末では、「びっころ」への入所を希望しながら、他の市町村の事業所に通わざるを得ない仲間が数名いました。現在、県内の特別支援学校に通われている、みなかみ町の子供たちもいますので、今後も地元の事業所等に通えない仲間が増加するのは明らかです。

以上のことから、設置義務のある地域活動支援センターをみなかみ町に早急に再設置することを強く請願いたします。

【請願項目】

1. みなかみ町地域活動支援センターを再設置してください。

令和 2 年第 1 回(3 月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 趣 旨		付 託 委 員 会
陳 情 第 1 号	若い人も高齢者も安心できる 全額国庫負担の最低保障年金 制度創設を政府に求める陳情	前橋市樋越町 183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長代行 女屋 定俊	令和 2 年 2 月 1 3 日 厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>貴職が地域住民の生活と福祉の向上のため、日夜の尽力していただくことに心からの敬意を表します。</p> <p>私たち年金者組合は、「一人ぼっちの高齢者をなくす」ことと高齢者の生活を支える年金制度の改善をもとめる運動を行っています。組合は 1989 年に創設以来、毎年仲間を増やし、全国で 11 万人余、群馬県で 2450 人余が 2 つの目標実現に向けて努力しています。</p> <p>公的年金は、長い一生の中で起きる障害や配偶者や親の死亡、高齢などの困難を克服していく制度です。すべての国民に「健康で文化的な生活」保障し、「その実現するための国の努力」を定めた憲法 25 条具体化の制度です。しかし、この制度の下で年金を受けられない【無年金】者が生まれます。そして困難な生活を送らなければならない【低年金者】も増えているのが現在の年金制度です。この無年金・低年金の克服が日本の年金制度の最大の課題です。</p> <p>日本の公的年金は、「保険料」の支払いが条件です。「保険料方式」といわれ保険料納付が条件です。「保険料未納者」には公的年金の給付がなく、無年金者になってしまうのです。この人たちには憲法で定める「健康で文化的な生活」が保障されないのです。現実と憲法の乖離が生まれています。老齢年金受給資格を「25 年以上の保険料納付」から 10 年に短縮しました。この乖離を解消にむけた改善措置です。しかし、このような手立てだけでは解決できません。10 年以下の保険料納付では無年金になってしまいます。「保険料を支払わずに年金支給は欲張りだ」の意見もありますが、憲法は「すべての国民は」健康で文化的な生活を送ることができると規定しているのです。現実と憲法の乖離はそのまま残ります。</p> <p>欧米先進国では、年金を国が税金から支給する制度（全額国庫負担による最低保障年金制度）を採用しています。日本でも 21 世紀初頭に、ほとんどの政党、有力政治家、労働組合そして地方議会などで「最低保障年金制度必要論」が高まりました。群馬県内の地方議会でも半分近くの議会が「最低保障年金制度創設を国に求める」意見書を採択しました。しかし、急速な「少子高齢化社会」の波もあり、その流れがふさがれてしまいました。</p> <p>しかし、現行の日本の年金制度の中にも「最低保障年金制度」と類似した制度も含まれています。「基礎年金」の半額は国庫から（税金から）支給されています。その部分は「税負担の年金制度」なのです。しかし、国庫負担部分の支給を受ける権利が「保険料納付者」に限定されているため、「障害・死亡・老齢」の条件があっても年金を受けられない人も生まれてしまうのです。現行年金制度の最大の課題である「無</p>		

年金者」をなくすことはできません。

このような中途半端な制度でなく、すべての人に年金支給を実現する【最低保障年金制度の創設】が求められているのです。

高齢者にとって年金は生活の「命綱」です。そのほとんどが食料や医療費、生活必需品などに消費されます。その消費は、ほとんど地元で使われます。年金生活者の安定が地域経済に与える影響は大きく、その活性化にも通じます。

全額国庫負担の最低保障年金制度の創設は、無年金・低年金とう現在の年金制度の課題を解決するスタートになります。同時に地域経済活性化にも寄与します。

以上の趣旨を理解いただき、「全額国庫負担の最低保障年金制度」の実現のために地方議会から政府に意見書を上げることを求めて下記の陳情を行います。

【陳情事項】

全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設を求める意見書を国に提出してください。

みなかみ町 議会
議長 小野 章一 様

陳情第 1 号



全日本年金者組合群馬県本部
執行委員長代行 女屋 定俊

住所 〒371-0021 前橋市樋越町 183-4

全日本年金者組合群馬県本部利根支部
支部長 林 マツ

住所 〒378-0011 沼田市上沼須町643-6

若い人も高齢者も安心できる

全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める (陳情)

【陳情の趣旨】

貴職が地域住民の生活と福祉の向上のため、日夜の尽力していただくことに心からの敬意を表します。私たち年金者組合は、「一人ぼっちの高齢者をなくす」とことと高齢者の生活を支える年金制度の改善をもとめる運動を行っています。組合は1989年に創設以来、毎年仲間を増やし、全国で11万人余、群馬県で2450人余が2つの目標実現に向けて努力しています。

公的年金は、長い一生の中で起きる障害や配偶者や親の死亡、高齢などの困難を克服していく制度です。すべての国民に「健康で文化的な生活」を保障し、「その実現するための国の努力」を定めた憲法25条具体化の制度です。しかし、この制度の下で年金を受けられない【無年金】者が生まれます。そして困難な生活を送らなければならない【低年金者】も増えているのが現在の年金制度です。この無年金・低年金の克服が日本の年金制度の最大の課題です。

日本の公的年金は、「保険料」の支払いが条件です。「保険料方式」といわれ保険料納付が条件です。「保険料未納者」には公的年金の給付がなく、無年金者になってしまうのです。この人たちには憲法で定める「健康で文化的な生活」が保障されないのです。現実と憲法の乖離が生まれています。老齢年金受給資格を「25年以上の保険料納付」から10年に短縮しました。この乖離を解消にむけた改善措置です。しかし、このような手立てだけでは解決できません。10年以下の保険料納付では無年金になってしまいます。「保険料を支払わずに年金支給は欲張りだ」の意見もありますが、憲法は「すべて国民は」健康で文化的な生活を送ることができると規定しているのです。現実と憲法の乖離はそのまま残ります。

欧米先進国では、年金を国が税金から支給する制度(全額国庫負担による最低保障年金制度)を採用しています。日本でも21世紀初頭に、ほとんどの政党、有力政治家、労働組合そして地方議会などで「最低保障年金制度必要論」が高まりました。群馬県内の地方議会でも半分近くの議会が「最低保障年金制度創設を国に求める」意見書を採択しました。しかし、急速な「少子高齢化社会」の波もあり、その流れがふさがれてしまいました。

しかし、現行の日本の年金制度の中にも「最低保障年金制度」と類似した制度も含まれています。「基礎年金」の半額は国庫から(税金から)支給されています。その部分は「税負担の年金制度」なのです。しかし、国庫負担部分の支給を受ける権利が「保険料納付者」に限定されているため、「障害・死亡・老齢」の条件があっても年金を受けられない人も生まれてしまうのです。現行年金制度の最大の課題である「無年金者」をなくすことはできません。

このような中途半端な制度でなく、すべての人に年金支給を実現する【最低保障年金制度の創設】が求められているのです。

高齢者にとって年金は生活の「命綱」です。そのほとんどが食料や医療費、生活必需品などに消費されます。その消費は、ほとんど地元で使われます。年金生活者の安定が地域経済に与える影響は大きく、その活性化にも通じます。

全額国庫負担の最低保障年金制度の創設は、無年金・低年金という現在の年金制度の課題を解決するスタートになります。同時に地域経済活性化にも寄与します。

以上の趣旨をご理解いただき、「全額国庫負担の最低保障年金制度」の実現のために地方議会から政府に意見書を上げることを求めて下記の陳情を行います。

(陳情項目)

全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設を求める意見書を国に提出して下さい。

(意見書ひな形)

内閣総理大臣 安倍晋三様

議会

議長

若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の 最低保障年金制度創設を政府に求める意見書

高齢者は「長年社会の発展に寄与してきた者」として敬愛されなくてはなりません。しかし、連続する年金削減や医療・介護制度の負担増なども重なり生活が困難になってきています。「下流老人」や「老後破産」など高齢者に冷たい社会になり、「敬老」どころか「軽老」というのが高齢者を取り巻く実態になっています。高齢者のこのような姿は、社会の中核をしめる「働く世代」にとっても希望や展望が持てない社会と映るのではないのでしょうか。高齢者が「イキイキと輝き」生活を送ることができれば、それに続く若い世代にも安心・希望を持てるようになります。

社会を引っ張るリーダーは「夢のような願望」を述べるのではなく「着実に地に足をつけた希望」を語っていただきたいと思います。そして、リーダーはそれを実現する施策を実行できる力があるはずで、世界で有数の経済力を誇る日本で、国民に「希望」を持たせる政治を展開して下さい。

高齢者の安心を生み出すもっとも確かな保障は、高齢者の「命綱」である年金制度の充実です。現行の年金制度において、「厚生年金」などの被雇用者年金と自営業などの「国民年金」があります。前者の平均支給額が月額 16 万円（基礎年金部分を含めて）と後者が 5 万円となっています。この金額の多寡については議論のあるところですが、この年金額が毎年のように削減されています。その上に、「マクロ経済スライド」などと称していっそう削減が強められようとしています。年々の削減への歯止めが今や重要になっています。

同時に現行年金制度での最大の問題は、「無年金者」が生まれてくるということです。「保険料方式」の日本では、年金保険料を納付しなければ年金が受けられない制度になっています。この様な中で無年金者の実態は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を送る権利がある」と定めた憲法 25 条に違反します。「保険料も支払わないのに年金を貰うなどはわがまま」という声が上がりますが、先進欧米諸国では、年金を税で負担する最低保障年金制度は普通になっています。これを「税方式」の年金制度といいます。

現行のわが国の年金方式は「保険料方式」ですが、税で一部を負担する制度も入っています。年金の基礎になる「基礎年金部分」の半分は国からの税で負担することになっています。ですから日本の年金制度も（保険料方式+税方式）というのが姿です。しかし、年金支給について（保険料納付）が条件になっているため、保険料を払えないと『無年金者』になってしまうのです。

現行の最大の問題点の「無年金者」をなくすために、すべての年金受給資格者が年金の支給を受けられる制度・最低保障年金制度が求められているのです。地方自治法第 99 条の規定により、「最低保障年金制度創設を求める意見書」を提出します。

令和 2 年第 1 回(3 月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番 号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 趣 旨		付 託 委 員 会
陳 情 第 2 号	年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情	前橋市樋越町 183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長代行 女屋 定俊	令和 2 年 2 月 1 3 日 厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>貴職が地域住民の生活と福祉の向上のため、日夜の尽力していただくことに心からの敬意を表します。</p> <p>私たち年金者組合は、地域の活性化のため、文化レク活動や助け合い活動を通じて「一人ぼっちの高齢者」をつくらないことを求めて仲間の絆を深めながら活動しています。また、高齢者の生活の基本である年金制度の改善を求めて、全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を求めています。組合は 1989 年に創設され、以来毎年仲間を増やし、全国で 11 万余、群馬県で 2450 人余の仲間が 2 つの目標実現に向けて努力しています。</p> <p>さて、国民は月単位で生活を送っています。給与の支払いも生活用品の消費も月単位で考えています。しかし、年金生活者はそれを 2 カ月単位で送らなければなりません。年金支給が偶数月になっているからです。「計画的に使える 1 カ月単位でも 2 カ月単位でも同じ」だとの反論が出されそうです。また、年金者自身の中で「今のままでよい」という意見もあります。現状では 2 カ月に一度の支給の中で生活を送っているから、「あえて変えることはない」ということではないでしょうか。</p> <p>新聞投書欄に「年金なぜ 2 カ月単位」(2019. 12.7 東京新聞)が掲載されました。「電気、ガス、電話代等々の料金引き落としは毎月のことだ。食費、雑貨、交際費なども 1 カ月単位で予算を立てている。それなのに、なぜ年金支給は 2 カ月に一度なのかしら。疑問に思うのは私だけ？」と書いています。「計画的に使えると同じ」より、この読者のほうが普通ではないでしょうか。</p> <p>国民年金が始まった 1959 (昭和 34) 年では「2 月、5 月、8 月及び 11 月の四期に、それぞれの前月分まで支払う」となっていました。それから 30 年後の 1989 (平成元) 年に 2 カ月に 1 回の支払いになりました。この間の事情について厚生省の資料で「年金の支払いについては、各方面より支払回数の増加の要望があり国民年金制度においては・・・本年 10 月より 6 回支払いに改善することにしたものである」(厚生省年金課「国民年金制度の改正内容について」と解説しています。3 カ月ごとより、2 カ月ごとの支給のほうが「改善」と厚生省も認めているのです。</p> <p>このように核月支給に変更から 30 年も経過しています。しかも先進国では毎月支給は当たり前になっています。私たちはこの間ずっと年金支給の毎月支給を要請して運動を継続して行ってきました。</p> <p>生活のリズムは月単位です。年金支給が毎月になることは当然です。4000 万人年金受給者だけでなく、国民的要求でもあります。年金支給日を毎月にして生活実態に合わせるように政府に求めて下さい。</p>		

以上の趣旨をご理解いただき、下記の請願項目にそった意見書を国に提出してください。

【陳情事項】

年金支給日を隔月から毎月支給することを求める意見書を国に提出してください。

陳情第 2 号

みなかみ町 議会
議長 小野 章一 様



全日本年金者組合群馬県本部

執行委員長代行 女屋 定俊

住所 〒371-0221 前橋市樋越町 183-4 027-283-6493

全日本年金者組合群馬県本部 利根支部

支部長 林 マツ

住所 〒378-0011 沼田市上沼須町 643-6

年金支給の隔月支給を毎月支給に改める (陳情)

【陳情の趣旨】

貴職が地域住民の生活と福祉の向上のため、日夜の尽力していただくことに心からの敬意を表します。

私たち年金者組合は、地域の活性化のため、文化レク活動や助け合い活動を通じて「一人ぼっちの高齢者」をつくらないことを求めて仲間の絆を深めながら活動しています。また、高齢者の生活の基本である年金制度の改善を求めて、全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を求めています。組合は1989年に創設され、以来毎年仲間を増やし、全国で11万余、群馬県で2450人余の仲間が2つの目標実現に向けて努力しています。

さて、国民は月単位で生活を送っています。給与の支払いも生活用品の消費も月単位で考えています。しかし、年金生活者はそれを2カ月単位で送らなければなりません。年金支給が偶数月になっているからです。「計画的に使えば1カ月単位でも2カ月単位でも同じ」だとの反論が出されそうです。また、年金者自身の中で「今のままでよい」という意見もあります。現状では2カ月に一度の支給の中で生活を送っているから、「あえて変えることはない」ということではないでしょうか。

新聞投書欄に「年金なぜ2カ月単位」(2019.12.7 東京新聞)が掲載されました。「電気、ガス、電話代等々の料金引き落としは毎月のことだ。食費、雑貨、交際費なども1カ月単位で予算を立てている。それなのに、なぜ年金支給は2カ月に一度なのかしら。疑問に思うのは私だけ？」と書いています。「計画的に使えば同じ」より、この読者の方が普通ではないでしょうか。

国民年金が始まった1959(昭和34)年では「2月、5月、8月及び11月の四期に、それぞれの前月分まで支払う」となっていました。それから30年後の1989(平成元)年に2カ月に1回の支払いになりました。この間の事情について厚生省の資料で「年金の支払いについては、各方面より支払回数増加の要望があり、国民年金制度においては……本年10月より6回支払いに改善することにしたものである」(厚生省年金課「国民年金制度の改正内容について」)と解説しています。3カ月ごとより、2カ月ごとの支給の方が「改善」と厚生省も認めているのです。

このように隔月支給に変更から30年も経過しています。しかも先進国では毎月支給は当たり前になっています。私たちはこの間ずっと年金支給の毎月支給を要請して運動を継続して行ってきました。

生活のリズムは月単位です。年金支給が毎月になることは当然です。4000万人年金受給者だけでなく国民的要求でもあります。年金支給日を毎月にして生活実態に合わせるように政府に求めて下さい。

以上の趣旨をご理解いただき、下記の請願項目にそった意見書を国に提出して下さい。

(陳情項目)

年金支給日を隔月から毎月支給することを求める意見書を国に提出して下さい。

(意見書ひな形)

令和2年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

議会
議長

年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書（案）

公的年金は、高齢者の生活を支える基本になっています。

この公的年金の支給が偶数月の15日となっています。しかし、多くの国民の生活リズムは月単位になっています。この中で、年金生活者の生活を支えている年金が2か月ごとになっているのは不正常です。国民年金支給の最初になった1959（昭和34）年では3か月ごとの支給でした。3か月ごとの支給日が2回に変わったのは1989（平成1）年でした。厚生省（当時の名称）の年金課でもその改定を（改善）としていました。現実の生活スタイルに近づいてきたからでしょう。それから30年以上が経ちました。制度を担当する厚生省も3か月に2か月にしたことを「改善」という通り、2か月に1か月にすることがもう一步の「改善」になるはずで。

「年金なぜ2か月単位」という新聞投書が指摘するように「電気、ガス、電話代等々の料金引き落としは毎月のことだ。食費、雑貨、交際費なども1か月単位で予算を立てている。それなのに、なぜ年金支給は2か月に一度なのかしら。疑問に思うのは私だけ？」と書くことに共感できます。

政令指定都市国保・年金主管部課長会議が一昨年8月に、厚生労働省に対して「国民年金に関する要望書」を提出し、その中の「老齢基礎年金等の支給額等を改善されたい」の項目の中で、「年金受給者となってからも現役時代の生活習慣をそのまま継続しやすいよう年金の支払い期日を隔月から毎月へ変更されるよう併せて要望する」と毎月支給の要求がだされています。

このように毎月支給は、国民的要求としても定着しつつあります。4000万人年金受給者は誰も反対しておりません。すでに、岩手県議会や宮城県議会では決議しております。ましてや、政党や財界から反対の声はありません。すでに機は熟しています。

このような情勢の下で、私たち議会は地方自治法第99条の規定により、「年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書」を提出します。

令和2年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第3号	上毛高原駅前交番存続を求め る陳情書	みなかみ町商工会 会長 入内島 一崇	令和2年2月21日 総務文教常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。</p> <p>平素、当団体に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、上毛高原駅前交番につきましては、昨年末沼田警察署よりいずれ廃止したいとのことで、地元上組区に対してお話があり、上組区からは存続の請願が提出されたと承知しております。</p> <p>言うまでもなくこの交番につきましては、上越新幹線開業時から新幹線駅前の交番として、地元はもちろんのこと県内外から多くの観光客等を受け入れ、その存在自体が大きな安心感と犯罪の抑止力を発揮し、奥利根の玄関口の見守り役として今日までに至っております。</p> <p>これにより、お陰様で大きな事件犯罪などは発生していないとのことですが、町においてはこれから身近なこととして群馬DESTINATIONキャンペーンや東京オリ・パラの開催、さらにはユネスコエコパークの発展により多くの観光客を誘致するイベントが目白押しであり、安全安心なまちづくりは最重要な課題と思われまます。</p> <p>さらには、今後首都圏への通勤やこの地に定住する方の増加が期待され、ますます重要な拠点が必要になります。</p> <p>このようなことから、交番の廃止はこの地域における安心感が奪われ、不安を助長することになりかねません。</p> <p>そこで貴職において沼田警察署、群馬県警察本部、及び群馬県に対して交番の体制、施設の存続を働きかけていただき、町民がいつでもどこでも安心して暮らせる町にご尽力賜りますよう、ここに陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>貴職において沼田警察署、群馬県警察本部、及び群馬県に対して交番の体制、施設の存続を働きかけていただき、町民がいつでもどこでも安心して暮らせる町にご尽力賜りますよう、ここに陳情いたします。</p>		

陳情第 3 号



令和2年2月21日

みなかみ町議会議長 小野 章 一 様

みなかみ町商工会
会長 入内島 一 崇



上毛高原駅前交番存続を求める陳情書

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、当団体に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、上毛高原駅前交番につきましては、昨年末沼田警察署よりいずれ廃止したいとのことで、地元上組区に対してお話があり、上組区からは存続の請願が提出されたと承知しております。

言うまでもなくこの交番につきましては、上越新幹線開業時から新幹線駅前の交番として、地元はもちろんのこと県内外から多くの観光客等を受け入れ、その存在自体が大きな安心感と犯罪の抑止力を発揮し、奥利根の玄関口の見守り役として今日までに至っております。

これにより、お陰様で大きな事件犯罪などは発生していないとのことですが、町においてはこれから身近なこととして群馬デスティネーションキャンペーンや東京オリ・パラの開催、さらにユネスコエコパークの発展により多くの観光客を誘致するイベントが目白押しであり、安全安心なまちづくりは最重要な課題と思われまます。

さらには、今後首都圏への通勤やこの地に定住する方の増加が期待され、ますます重要な拠点が必要になります。

このようなことから、交番の廃止はこの地域においての安心感が奪われ、不安を助長することになりかねません。

そこで貴職において沼田警察署、群馬県警察本部、及び群馬県に対して交番の体制、施設の存続を働きかけていただき、町民がいつでもどこでも安心して暮らせる町にご尽力を賜りますよう、ここに陳情いたします。